

自転車ロードアシスタンスサービス利用規定（片道プラン）

第1条（無料サービスの内容と提供条件）

当社は、次の第（1）号に定めるサービスを、更新パック追加サービスの自転車ロードサービス（片道プラン）契約者（以下「契約者」といいます）のサービス対象期間（当社が提供する更新パック入会日から1年間。以下「サービス対象期間」といいます）内において、無料の自転車ロードサービスとして契約者に提供します。なお、当社は、無料サービスの実施をタイムズコミュニケーション株式会社（以下「受託者」といいます）に委託し、受託者より委託を受けたサービス実施者が自転車ロードサービスを実施します。

（1）搬送サービス

車両積載車への契約者の同乗はできません。

- ① 事故又は自転車故障の現場から50kmまでを限度とした、車両積載車による運搬。また積み込み作業は作業員1名が30分以内で実施可能な範囲内とします。
※無料搬送サービスはサービス対象期間中3回までとします。
- ② 夜間・休日等で最寄のサービス実施者が受入れ不可能な場合、最寄の一時保管場所まで搬送し、翌営業日まで保管する場合の24時間以内の保管料金。

第2条（有料サービスの内容と提供条件）

前条の無料サービス以外のサービスは全て有料サービスとします。有料サービスとは、受託者が有料で提供し、サービス実施者が実施する、無料サービス以外の全てのサービスをいい、次の

（1）号ないし（3）号までの例示を含みます。

（1）搬送サービス

- ① 車両積載車による運搬距離が無料サービス距離を越えた場合、1km毎の延長。
- ② 自転車が公共物、建物等に追衝突等した場合の自転車引出し作業。
- ③ 搬送する際に立体駐車場等にトラブル自転車があることにより、車両積載車に近づけるところまで移動する自転車引出し作業（手押し作業を含む）。
- ④ 搬送移動先のスペースや立地関係の理由で自転車を積み下ろしてから自転車を移動する作業（手押し作業含む）。
- ⑤ 夜間・休日等で最寄のサービス実施者が受入れ不可能な場合、最寄の一時保管場所まで搬送し、翌営業日まで保管する場合の無料サービス期間（24時間）以後の保管。
- ⑥ 契約者ご指定先まで搬送後の再搬送。

（2）その他サービス及び有償費用

- ① サービス対象期間中3回を超えた依頼の場合
- ② 自転車の破損による道路清掃作業。
- ③ サービス実施者が速やかに作業にとりかかれず、契約者の責めによる待機時間が発生した場合の待機。
- ④ サービス実施者が安全対策のために使用した発炎筒等の費用実費。
- ⑤ サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費。
- ⑥ 一旦搬送サービスを利用した後、トラブル自転車の修理をせずに再度搬送依頼を受けた際の料金全額実費。
- ⑦ サービス対象期間以外で、自力走行不能となった自転車を搬送する際の料金全額実費。

（3）入庫後の修理契約等

入庫後の修理契約等については、契約者が受託者と別途契約するものとし、自転車ロードサービスの対象外となります。また当社以外への入庫後の修理契約等については、当社は一切関与致しません。

第3条（自転車ロードサービスの提供条件）

対象自転車が日本国内で走行中に発生した事故又は自転車故障により自力走行不能となった場合の、無料サービスの提供条件を以下の通りとします。但し、航空機・船舶・鉄道・自動車等に

よる輸送中の事故・故障等は含まないものとします。なお、「自力走行不能」とは、物理的もしくは機能的に走行不可能な場合（例えば、自転車が破損して動かない場合）か、又は道路交通法上走行が禁止される場合（例えば、夜間でライトが作動しない場合）をいい、電動アシスト自転車のバッテリー切れを含みます。

自転車ロードサービスの提供は、次の各号の条件を満たしていることが条件となります。

- (1) 受託者のコールセンターに自転車ロードサービスの依頼をし、会員番号・氏名・生年月日・住所等を告知すること。
- (2) 自転車ロードサービスが必要となった日に会員登録が有効になされていること。会員登録が失効または解除となった日以降は自転車ロードサービスを提供しません。
- (3) 自転車ロードサービスの実施前に、契約者は、サービス実施者に更新パック加入シール等の提示を行い、サービス実施者が身分証明書等の提示を求めた場合は、これを提示すること。また、自転車ロードサービスを受けた後に、契約者は作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
- (4) 自転車ロードサービスの実施に伴い自転車及び積載物に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合において、当該損傷につき当社、受託者およびサービス実施者を免責とすることを求められた場合、契約者は、その旨の念書に署名すること。
- (5) 警察への届け出を要する事故については、契約者が警察への届け出を済ませており、かつ自転車ロードサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
- (6) 自転車ロードサービスを受ける際には、サービスが安全かつ円滑に実施されるよう、受託者およびサービス実施者の指示に従い、また必要な協力を行うこと。
- (7) 自転車ロードサービスの実施にあたって契約者が立ち会うこと。但し、車両積載車による運搬の場合は除き、また契約者負傷時には、契約者から委任された者による立ち会いも可とします。

第5条（個人情報等の取扱い）

1. 契約者は、自転車ロードサービスの提供に必要とされる契約者の情報が受託者に登録されることに同意するものとします。
2. 当社は、第1条および第2条に定める自転車ロードサービスの提供に必要とされる契約者の情報を、受託者及びサービス実施者に開示できるものとします。
3. サービス実施者が取得した個人情報は、当社、受託者及びサービス実施者の業務運営上必要な範囲内で利用することがあります。

第6条（無料サービス対象自転車）

無料サービスの提供を受けることのできる自転車は、次の各号の自転車とします。

- (1) 契約者が現に使用している自転車とし、所有者を問いません。但し、自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ていないで使用中の自転車は対象となりません。
- (2) 自転車とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3で定めるものをいい、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（※）ならびにこれらの付属品をいいます。※レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。また、人の力を補うため原動機を用いるものであって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）で定める基準に該当する車（いわゆる「電動アシスト自転車」）を含みます。

第7条（自転車ロードサービスを提供しない場合）

次の各号に該当する場合は、自転車ロードサービスを提供する義務を負うものではありません。

- (1) 台風・豪雨・豪雪・暴風などの気象状態、又は地震・津波・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- (2) 自動車専用道路等通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーボート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象自転車がある場合。
- (3) 戦争・暴動、又は公権力の行使により運行が極めて困難な地域に対象自転車がある場合。

- (4) 対象自転車につき、違法な改造がなされている場合。
- (5) 法令に違反している場合。
- (6) 自転車ロードサービス提供後に飲酒、薬物などの違法運転がなされるおそれのある場合。
- (7) 自転車メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
- (8) レース、ラリー等、一般の乗用目的以外（店舗展示車等を含む）での対象自転車利用中の事故・故障等。
- (9) 自転車ロードサービスの実施により、対象自転車及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。
- (10) 対象自転車に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。
- (11) 自転車ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。
- (12) サービス実施者が契約者の承諾を確認できない場合。
- (13) 前各号以外に、受託者又はサービス実施者が、実施が困難であると判断した場合。

第8条（有料サービスの精算方法）

- 1. 有料サービス料金表は、受託者所定の料金表を用いるものとします。
- 2. 有料サービスの料金は、原則として、現場にて契約者が現金又は受託者所定のクレジットカードにて実費精算するものとします。
- 3. 契約者が現場で実費精算出来ない場合は、受託者から契約者に請求します。契約者の住所等が分からない場合、当社は、契約者の個人情報等を受託者に通知する場合があります。

第9条（代位）

- 1. 受託者は、無料サービスに係る費用を第三者に損害賠償請求することができる場合、提供したサービス費用を上限とし、契約者の権利を害さない範囲内で、契約者が有する権利を取得します。
- 2. 当社及び受託者は、対象自転車の故障により無料サービスを提供した場合に、その原因が自転車メーカーの無償修理の対象であったときは、無料サービスの提供にかかった費用を自転車メーカーなどに請求する場合があります。

第10条（訴訟の提起及び準拠法）

- 1. 本利用規定に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- 2. 本利用規定に定めのない事項については、日本国の法令によるものとします。

以上